

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【公開番号】特開2015-120498(P2015-120498A)

【公開日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-042

【出願番号】特願2014-174439(P2014-174439)

【国際特許分類】

B 6 0 K 37/02 (2006.01)

B 6 0 K 35/00 (2006.01)

【F I】

B 6 0 K 37/02

B 6 0 K 35/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月27日(2015.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

板状に形成された板状部(111)の板厚方向に貫通された嵌合孔(115)を有する第1部材(110)と、

前記第1部材(110)の一方の面側に対向配置され、前記嵌合孔(115)に向けて延設される延設部(122)、および前記延設部(122)の先端部(122a)でフック状に延びる爪部(123)を有する第2部材(120)とを備え、

前記延設部(122)が前記嵌合孔(115)を貫通するように挿入されて、前記爪部(123)が挿入側とは反対側となる前記嵌合孔(115)の周囲の一部に係合されことで、前記第1部材(110)と前記第2部材(120)とが組付けされる組付け部材であって、

前記延設部(122)は、前記第2部材(120)の外周部に設けられ、

前記爪部(123)は、前記外周部の外側に向けて延びてあり、

前記板厚方向に投影するように見たときの前記嵌合孔(115)の周囲は、前記爪部(123)が前記嵌合孔(115)に係合される領域の一部分において、前記爪部(123)のフック状に延びた爪先端部(123a)よりも外側に張出す張出し部(115a)を有しており、

前記張出し部(115a)には、前記板厚方向に貫通する隙間部(200)が形成されており、

前記第1部材(110)には、前記張出し部(115a)の張出す先端側において、前記隙間部(200)と繋がると共に、前記板状部(111)の板面方向の縦横に拡がって、前記板厚方向に貫通する除肉部(117)が設けられたことを特徴とする組付け部材。

【請求項2】

前記張出し部(115a)は、前記爪部(123)が前記嵌合孔(115)に係合される領域の真ん中に配置されていることを特徴とする請求項1に記載の組付け部材。

【請求項3】

前記第1部材(110)の他方の面側には、前記板状部(111)から一体的に筒状に延びる筒状部(116)が形成されており、前記嵌合孔(115)は、前記筒状部(111)

6) 内に繋がるように形成されていることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の組付け部材。

【請求項4】

前記延設部(122)の前記爪先端部(123a)とは反対側となる面の一部には、前記嵌合孔(115)の内周面に当接するように突出する突出部(124)が設けられていることを特徴とする請求項1～請求項3のいずれか1つに記載の組付け部材。

【請求項5】

前記第1部材(110)は、車両用計器のケース(110)であり、

前記第2部材(120)は、前記ケース(110)内に設けられる光源部からの光をユーザ側に導く導光板(120)であることを特徴とする請求項1～請求項4のいずれか1つに記載の組付け部材。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明では、板状に形成された板状部(111)の板厚方向に貫通された嵌合孔(115)を有する第1部材(110)と、

第1部材(110)の一方の面側に対向配置され、嵌合孔(115)に向けて延設される延設部(122)、および延設部(122)の先端部(122a)でフック状に延びる爪部(123)を有する第2部材(120)とを備え、

延設部(122)が嵌合孔(115)を貫通するように挿入されて、爪部(123)が挿入側とは反対側となる嵌合孔(115)の周囲の一部に係合されることで、第1部材(110)と第2部材(120)とが組付けされる組付け部材であって、

延設部(122)は、第2部材(120)の外周部に設けられ、

爪部(123)は、外周部の外側に向けて延びてあり、

板厚方向に投影するように見たときの嵌合孔(115)の周囲は、爪部(123)が嵌合孔(115)に係合される領域の一部分において、爪部(123)のフック状に延びた爪先端部(123a)よりも外側に張出す張出し部(115a)を有しており、

張出し部(115a)には、板厚方向に貫通する隙間部(200)が形成されており、

第1部材(110)には、張出し部(115a)の張出す先端側において、隙間部(200)と繋がると共に、板状部(111)の板面方向の縦横に拡がって、板厚方向に貫通する除肉部(117)が設けられたことを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

この発明によれば、嵌合孔(115)に張出し部(115a)を設けるようにしてあり、爪先端部(123a)よりも外側となる張出し部(115a)には、板厚方向に貫通する隙間部(200)が形成されている。よって、この隙間部(200)に細い棒状等の工具を挿入して、棒状の工具の先端部にて、爪先端部(123a)の位置を張出し部(115a)の張出し方向とは逆方向に移動させることで、容易に爪部(123)の係合状態を解除することが可能となる。

そして、除肉部(117)によって、隙間部(200)に連続する広い空間を形成することができる所以、使用する細い棒状等の工具の大きさ(例えば、外径寸法)の制約を緩和することができ、取外し作業がより容易になる。